

令和8年度 第1回学校運営協議会

1 日時 令和8年4月16日(木) 10:30~11:30

2 場所 玉川小学校 CSルーム

3 本日の内容

- (1) はじめのことば 【会長】
- (2) 校長あいさつ
- (3) 地域教育推進室あいさつ 【地域教育推進室担当指導主事】
- (4) 経過報告 【教頭】
- (5) 議題 【教頭】
 - ① 令和8年度学校経営方針(案) 【校長】
 - ② 令和7年度学校評価の分析 【教頭】
 - ③ 玉川コミュニティネットワーク組織(案) 【教頭】
 - ④ 令和8年度事業計画(案) 【教頭】
 - ⑤ 令和8年度会計予算(案) 【教頭】
 - ⑥ 豊橋市学校運営協議会規則 【教頭】
- (6) 本日の議題についての質疑応答・意見交換
- (7) 第2回以降の運営協議会でどんな議題が必要かの検討
- (8) 連絡事項
 - ① 今後の日程
 - 4月23日(木) 学校説明会
 - 6月5日(金) 第2回学校運営協議会
 - 6月20日(土) 校区学校合同防災訓練
 - 7月30日(木) 第3回学校運営協議会/コミュニティ・スクール『熟議』
- (9) おわりのことば 【副会長】

1 学校教育目標

社会の変化に主体的に対応し、心身ともにたくましく、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな、思いやりのある児童を育成する。

《目ざす子ども像》	1 考える子・・・自らすすんで学び、筋道を立てて深く考える子 ものごとを自分の目で見、心で感じて豊かに表現できる子
	2 やりぬく子・・・健康でねばり強い子 運動や勤労を喜び、たくましい体力のある子
	3 助け合う子・・・すなおであたたかい心をもつ子 自然や友達を愛し、正しきや美しさに感動できる子

※学校教育目標及び児童の実態を踏まえ、経営重点目標を更新する。

2 経営重点目標（中期目標）

自ら考え、たくましくとまごころと誇りをもって歩んでゆく子を育てる学校づくりを推進する

(1) 自ら考え、自ら学ぶ態度を養うとともに活用できる確かな学力を育成する	視点①
(2) 思いやりをもって前向きに人と関わる子を育成する	視点②
(3) 心身ともにたくましい子を育成する	視点③
(4) 子どもを家庭・地域・学校の三者で育てる意識をもち、開かれた学校づくりに努める	視点④⑥
(5) 一人一人がもち味をいかし、学校（教職員）の教育力の向上を図る	視点⑤⑦

3 本年度の重点努力目標（短期目標）

(1) 自ら考え、自ら学ぶ態度を養うとともに活用できる確かな学力を育成する

重点努力目標	（評価項目）	評価指標
・基礎基本の定着	・達成すべき目標を明確にし、「わかった」「できた」「もっとやりたい」「がんばってよかった」という、学ぶ意欲や、達成感を高める授業づくりに努め、基礎基本や学力の定着を図る ・タブレットを活用しての授業改善(わかりやすい授業・個別最適な学習の充実)を推進する	・単元テストや学力検査等の分析結果 ・授業での振り返りの記述 ・タブレットの利用実績
・思考力・判断力・表現力の育成	・「聴く力」を高め、自分の考えを他者と関わらせながら再構築していく授業展開を重視する ・司書教諭と連携し、読書環境を整え、図書室の効果的な活用を図る	・授業における発言、子どもの様子、振り返りの記述 ・図書の利用状況

(2) 思いやりをもって前向きに人と関わる子を育成する

重点努力目標	（評価項目）	評価指標
・一人一人を捉え、伸ばす学級経営	・児童のよいところを認め、伝える機会をもち、自己肯定感を高める ・一人一人が活躍できる場(学級活動・各種行事)や感動体験を味わうことのできる方策を講じ、自己有用感を高める	・各行事や活動後の振り返り ・生活アンケート
・主体性と思いやりを育む活動	・縦割り班で異学年との活動を通して、主体的な態度と周囲の人を思いやる集団を育む	・活動後の振り返り ・日々の様子
・温かな学級、学校づくり	・お話タイムを学級経営の基盤づくりの一つとしてとらえ、互いに認め合い温かく関わろうとする態度を育成する ・全職員がすべての子どもの担任であると意識し、職員間での子どもの情報交換を充実させる ・あいさつを励行と道徳の授業の充実を図る	・活動後の振り返りや道徳ノートの記述 ・学校評価の結果 ・日々の子どもの様子

(3) 心身ともにたくましい子を育成する

重点努力目標 (評価項目)		評価指標
<ul style="list-style-type: none"> 心身の健康の保持、増進 	<ul style="list-style-type: none"> 体育的行事や授業の重点的な取り組みと、外遊びの励行により、体力の向上と心の安定を図る 子どもが挑戦し、最後までやり抜こうとする機会を作り、がんばりを見届ける 折れない強い心ではなく、立ち直ることができるしなやかでたくましい心を育てる いじめや不登校の未然防止のために、子どもの小さな変化を早期に発見し、早期に対応できる体制づくりに努める 	<ul style="list-style-type: none"> 日記や授業、各活動の振り返り等への児童の記述 生活サポート委員会の記録 保健室の利用状況
<ul style="list-style-type: none"> メディアの適正な利用 食育の充実 	<ul style="list-style-type: none"> 自分にあったメディア目標をもち、メディアの利用を自分でコントロールする力を育てる 給食指導や給食委員会の取り組みを通して、健全な食生活の推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 「チャレンジメディアウィーク」の取り組み 給食指導や委員会活動の様子

(4) 子どもを家庭・地域・学校の三者で育てる意識をもち、開かれた学校づくりに努める

重点努力目標 (評価項目)		評価指標
<ul style="list-style-type: none"> 積極的な情報発信と情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> 「まなびポケット」により、学校・学年・学級だよりの発信をする 学校HPの更新を随時行う 学校情報メール(アプリ版)により、情報の共有を図る 	<ul style="list-style-type: none"> HPの閲覧数、学校評価 学校からの情報に対しての保護者や地域からのレスポンス有無
<ul style="list-style-type: none"> 地域とともに地域で学ぶ教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 学びの場を地域に求め、地域の「ひと・もの・こと」をいかした教育を推進する コミュニティ・スクールとしての活動を推進する 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価、アンケートの結果 家庭地域の声

(5) 一人一人がもち味をいかし、学校(教職員)の教育力の向上を図る。

重点努力目標 (評価項目)		評価指標
<ul style="list-style-type: none"> 安心安全な学校づくり 	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備が有効活用されるよう、点検・整備に努める 計画的に避難訓練を実施する 	<ul style="list-style-type: none"> 学校評価 避難訓練後の振り返り
<ul style="list-style-type: none"> 現職研修の活性化による教師の力量向上 	<ul style="list-style-type: none"> 計画的に研究授業・学習会を実施し、その成果を共有し合う 実感を伴った体験的な学習や子どもの気づき、興味を大切にしたい問題解決的な学習を展開する 	<ul style="list-style-type: none"> 現職研修の実施状況、振り返り 学校評価 v 研究授業、公開授業 協議会の内容
<ul style="list-style-type: none"> 教職員の活力向上 働き方改革 	<ul style="list-style-type: none"> 授業案検討や研究協議会のもちかたを工夫したり、経験に応じて活躍する場を設定したりすることで教師が学び合い、高め合う風土を醸成する 授業公開やOJTによる学び合いを通して授業力や学級経営力の向上を図り、子どもの成長を語り合う教師集団を目指す タイムマネジメント意識の高揚と働き方改革の継続推進を図る 	<ul style="list-style-type: none"> 職員室の様子 学校評価 在校時間調査の結果 ストレスチェックの結果 管理職との面談

視点①確かな学力の保障 視点②豊かな心の育成 視点③健やかな体の育成 視点④生き方教育(キャリア教育)
 視点⑤安全安心な教育環境の確保 視点⑥家庭や地域との連携 視点⑦教師の力量向上

目標実現の大前提

- 子どもの命（安全）が最優先…その上で子どもにとって価値のある活動を
- 一人一人の子どもを大切に…保護者にとってかけがえのない子ども
子どもが主役の授業&学校行事を
- 家庭・地域・学校の三者で子どもを育てる…信頼される開かれた学校づくりを
- チーム玉川の意識を…全教職員が子どもたちの担任 居心地のよい職員室でありたい

子どもたちへ

【た】 たくましさ	立ち直ることのできる たくましい子
【ま】 まごころ	まごころこめて行動できる 思いやりのある子 ～至誠実践 「まごころこめてやりませう」～
【が】 かんがえる	自ら考え決断し自分の思いを語ることができる子
【わ】 われらが玉川小学校 +1（プラスワン）	誇りに思える玉川小 去年の自分にプラスワン 「小さな一歩を自信につなげて」

～始業式 「校長先生の話」より～

昨年度から校長先生は「た・ま・が・わ」の
「た」たくましさ、「ま」まごころ、「が」かんがえることを大切にして
「わ」われらが玉川小学校と誇りに思える学校にしましょうと言ってきました。

今年は「たまがわ」+1（プラスワン）です。
「たまがわプラス1」とは、
今までがんばってきたことも大事にしながら、
去年の自分に「プラスワン」をしてみたいということなんです。

「今までと同じでいいや」ではなく、「+1」一つでも、
少しでもチャレンジするところがあってほしいなと願っています。

例えば去年までは、見守り隊の人の前をすーっと通り過ぎてしまったけど、
今年は声は出せなくても、頭を下げて挨拶してみようかな。
挨拶「プラス1」です。
去年までは発言しなくてもいいやって思っていたけど、1日1回は発言してみようかな。
「発言プラス1」です。

みたいに、ちょっとしたところで、プラスワンの自分を作ってほしいです。
大きくジャンプしなくてもいいです。ちょっと背伸びした自分になってみませんか。

今年は「たまがわプラス1」でがんばっていきましょう。

令和7年度学校評価アンケート

設問No.	4・5・6年児童への質問文面	帯グラフ				
		0	20	40	60	80
1	学校のじゅ業で、わくわくしたり、「もっと知りたい」「もっとやってみよう」という思いが高まった。					
2	タブレットを使って、教科書の内容をよりわかりやすく学んだり、学習のふり返りをするのに使っている。					
3	友達と考えを話し合ったり、自分たちで調べたりして問題を解決していく学習をしている。					
4	家で勉強する習慣がついて、じゅ業で、「わかる」「できた」と感じるが増えてきた。					
5	学校の図書室や、市の図書館で本を借りたりして、本を読むのは楽しい。					
6	行事や集会活動で、友達と力を合わせてがんばることができた。					
7	学校で先生や友達、地域のかたがたに、自分からすすんであいさつをしている。					
8	なかよし班活動や休み時間に、他の学年の人といっしょに遊んだり、助け合ったりしている。					
9	先生たちは、みんなが安心してすごせるように、力を合わせて見守ってくれている。					
10	学校からのおたより（学級通信や学校新聞など）や、学校HPを見て、行事や活動の様子がよくわかる。					
11	学校で、校区の人といっしょに活動して、玉川の自然や歴史、お店や農業などについて学ぶことができた。					
12	ひなんくんれんや、じゅ業を通して、地しんや火事、不しん者への対応のしかたが身についた。					
13	休み時間や体育の時間に体を動かすことが楽しく、しっかり体を動かしている。					
14	スマホやゲームなどを使うときは、家でのルールを守っている。					
15	先生は、あなたのよいところを見つけてほめたり、がんばりを認めてくれる。					
16	先生は、友達とのトラブルやいじめなどの問題をしんげんに考えてくれる。					
17	わからないことや困ったことは、先生に相談しようと思う。					
18	ゲストティーチャーのかたから学んだり、校区のことを学ぶのは楽しい。					
19	登校や下校のとき、安全に気をつけて行動している。					
20	学校の建物や教室、体育館や運動場などは、安全でけがの心配なく使えるようになってきている。					

そう思う	どちらかといえば思う	どちらかといえば思わない	思わない
------	------------	--------------	------

令和7年度 学校評価報告書(自己評価書・学校関係者評価書)

令和8年1月30日作成

中期目標	重点努力目標(評価項目)		自己評価	総合評価	達成状況と成果	関係者評価	学校関係者の意見・要望	今後の改善策 次年度への課題 (★学校関係者評価を受けて)
魅力ある学習の展開する 教師も子どもも活気に満ちた	学ぶ意欲の上	子どもが主役となる学習展開を創造し、1人1台のタブレット端末を効果的に活用する。	A	A	・タブレット端末も活用し、担任が個性をいかした授業が展開できている。 ・基礎基本の定着に課題がある児童も「できるようになりたい」という向上心を示している。 ・家庭での読書習慣の定着が課題である。	A	・家庭での読書習慣の定着が不十分であると感じた。新聞を教育に活用するNIE教育を導入したり、読書指導の在り方を改善したりしてほしい。	・メディアコントロールとも絡めた読書指導を、家庭と連携して実施する。市民館やマナブルの図書室、まちなか図書館などを地域教材として活用し、より実生活に浸透した読書指導を目指す。
	思考力・判断力・表現力の育成	考えの焦点化・再考を促す発問や関わり合いのある学習展開を工夫する。	A					
	基礎基本の定着と読書活動の充実	学習習慣を大切にし、基礎基本の定着を図り、読書環境を整える。	B					
自主的・創造的な活動を推進し活動する楽しさが味わえる	主体的に活動する態度の育成	体験活動と振り返りを繰り返す中で、人間的な成長を目指す。	A	A	・地域のかたからあいさつができるようになったと褒めていただくことが増えた。 ・「なかよし班」での活動が継続的に親和的に行えている。 ・児童らのチーム学校として、教職員に見守られている意識が高い。	A	・学校行事やなかよし班での活動など、楽しい学校生活が送れていると感じる。 ・学年の発達段階に応じて、主体的に活動する意識を高めるよう努めてほしい。	・引き続き魅力ある学校行事や児童会活動を創りあげていく。 ・令和8年度は、全学年が単学年級になるので、たてわり活動のいっそうの充実を図り、高学年児童の成長と、低学年児童の安心感につながるよう努める。
	異年齢集団活動の充実	縦割り班で異年齢遊びを通して他を思いやる集団を育む。	A					
	温かな学校集団づくり	教員全員がすべての子どもの担任であると意識し、教員間の情報交換を充実させる。	A					
家庭・地域・学校の三者で子どもを育て、信頼される開かれた学校	情報発信と情報収集	学年学級だよりの発行と学校ホームページの更新を随時行う。	A	A	・学校ホームページや学校便りなどでの発信が家庭に確実に届いている。 ・読み聞かせをはじめとして、地域ボランティアに支えられ、児童も地域のかたにあいさつするなど交流が保っている。 ・児童がより運動に親しめる環境の整備と、SNSやメディアの利用に関してはさらなる家庭との連携が必要である。	A	・家庭でのスマホやデジタル機器の利用にあたって、親子双方が納得できるルール作りが重要。 ・地域との交流に関しては、子ども会などの事業に大人の参加が少ないのが気になる。	・メディアの適正利用に向けて、読書指導とも絡めた一体的な指導を行う。 ・遊びの中で体を動かしたり、短なわとびに挑戦するなど、体力と運動能力の向上が図れるように支援計画を立てる。 ・いずれも保護者や地域との連携が課題になる。
	安全、安心な学校づくり	地域とふれ合い、地域の特性をいかし、開かれた学校づくりを推進する。	A					
	体力づくりとメディアコントロール	体力づくりと健康増進に努めるとともに、家庭と連携してメディアコントロール力を育てる。	B					
子どもの「生きる力」を育むために指導力を高める	教員の指導力と授業力の向上	計画的・意図的に研究授業・協議会を実施し、その成果を共有し合う。	A	A	・教職員の研修は計画的に行われ、OJTと併せて成果を上げている。 ・家庭との信頼関係は築けているが、誰一人取り残さないという個に応じた支援をチーム学校として継続していく。 ・地域の人、もの、ことを教材化し地域に学ぶカリキュラムを持続可能なものにする工夫が必要。	B	・学校と地域の結びつきを意識した行事や活動がなされていると感じる。今後も継続してほしい。 ・学校においては、1人1人の特性を生かす指導に努めてほしい。	・いじめ防止と心理的安全性を高めるために、地域や保護者と緊密に連携する。 ・個に応じた支援を手厚くするために働き方改革を推進し、子どものために使える時間を1分でも多く生み出す。また教師間の連携を強化するための仕組みを改善する。
	子ども、保護者と共に歩む教職員集団	子どもの成長のためのたぐいを模索し、見直しをもって実行する教師集団を目指す。	B					
	地域とふれ合う授業づくり	地域とふれ合い、玉川の人・自然・文化を愛する心を育む教材を発掘する。	A					
学校施設の整備と心の和む教育環境	登下校時の安全確保	地域と連携して通学路点検を実施し、登下校時の安全確保に努める。	A	A	・子ども見まもり隊とPTA交通立ち番の努力により、登下校時の安全が確保されている。 ・今後、児童の心理的安全性を高める施設整備も併せて進めていきたい。	A	・子ども見まもり隊やPTA交通立ち番の活動が持続可能であり続けるための制度設計を改善する。 ・地域の目を防犯、通学路保全にいかす仕組みづくりを進める。	
	施設設備の安全確保	学校の施設・設備が有効活用されるように点検整備する。	A					

【自己評価 A:十分に達成されている B:概ね達成されている C:あまり達成されていない D:ほとんど達成されていない】

【総合評価 自己評価をもとに 上記のA・B・C・Dで評価】

【関係者評価 A:適切である B:概ね適切である C:あまり適切ではない D:適切とは言えない】

月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事				
4	1	水		5	1	金	玉川えがおの日【弁当】 1年生を迎える会・縦割遠足 5h一斉下校	6	1	月	委員会3 すっきりカーキ1～6/5 力だめし月間1	7	1	水		8	1	土	市制記念日 ふるさと祭り	9	1	火	始業式/一斉下校
	2	木			2	土			2	火			2	木	ア～4(1・4年ひまわり) 5h一斉下校		2	日	平和の集い ふるさと祭り予備日		2	水	避難訓練3 3h一斉下校
	3	金			3	日	憲法記念日		3	水			3	金	PTA運営委員会2		3	月	課題提出日3		3	木	給食開始 5h一斉下校
	4	土			4	月	みどりの日		4	木	ア～4(2・3年/5・6年) 5h一斉下校		4	土			4	火			4	金	5h一斉下校 資源回収2～9/8
	5	日			5	火	こどもの日		5	金	学校運営協議会2		5	日			5	水			5	土	
	6	月			6	水	振替休日		6	土			6	月	個人懇談会		6	木	オンライン出校日		6	日	
	7	火	入学式準備6年 春休み終了		7	木	1,3,5年耳鼻科健診		7	日			7	火	個人懇談会		7	金			7	月	全校朝会(認証式) 5h一斉下校 PTA校区パトロール2
	8	水	入学式		8	金			8	月	命を見つめる授業 の実施～6/19		8	水	個人懇談会		8	土			8	火	さんさんスクール 野外・修学旅行説明会 18州せ4/学連協議会4
	9	木	新任式・始業式 1年11:30下校～4/20 中学校入学式		9	土			9	火			9	木	ア～4(1・4年ひまわり)		9	日			9	水	
	10	金	通学団会 3h一斉下校 PTA運営委員会1		10	日			10	水	学校訪問 5h一斉下校		10	金			10	月	学校閉庁日		10	木	職員研修のため 4h一斉下校
	11	土			11	月	委員会2 PTA校区パトロール1		11	木	歯科健診		11	土			11	火	山の日 学校閉庁日		11	金	
	12	日			12	火	代表委員会2		12	金			12	日			12	水	学校閉庁日		12	土	
	13	月	校区見まわり期間開始 3h一斉下校		13	水			13	土			13	月	委員会4		13	木	学校閉庁日		13	日	
	14	火	学級写真撮影 退任式【2～6年弁当】 2～6年5h一斉下校		14	木			14	日			14	火	避難訓練2(不審者) 代表委員会4		14	金	学校閉庁日		14	月	委員会5 ミニ通学団会2 PTAパトロール2～9/18
	15	水	給食開始(2～6年) 2～6年5h一斉下校		15	金	運動会前日準備		15	月	全校朝会(いのち) クラブ3 PTAパトロール1～6/19		15	水	読み聞かせ3		15	土			15	火	たてわり班遊び
	16	木	2～6年5h一斉下校 学校運営協議会1		16	土	運動会 【雨天時4h授業】		16	火	1年給食懇談会		16	木	給食終了 5h一斉下校		16	日			16	水	3年自転車安全教室
	17	金	避難訓練1 2～6年5h一斉下校		17	日			17	水	読み聞かせ2		17	金	終業式		17	月			17	木	学校保健委員会2
	18	土			18	月	振替休業日		18	木	豊橋・学校いのちの日		18	土			18	火			18	金	
	19	日			19	火	運動会予備日		19	金	CS体育館清掃		19	日			19	水	豊橋市立玉川小学校 職員研修		19	土	
	20	月	1年給食開始 委員会1 内科健診		20	水	読み聞かせ1		20	土	校区学校安全防犯訓練 引取訓練2		20	月	海の日		20	木			20	日	
	21	火	代表委員会1		21	木	ア～4(2・3年/5・6年)		21	日			21	火	夏季休業開始		21	金			21	月	敬老の日
	22	水	1年交通安全教室		22	金			22	月	振替休業日		22	水			22	土	PTA除草作業		22	火	国民の休日
	23	木	6年全国学力・学習状況調査 授業参観・学校説明会 学連懇談会・引取訓練1		23	土	健全育成会総会1		23	火	力だめし実施期間 ～6/30 ペア学年遊び1		23	木			23	日	PTA除草作業予備日		23	水	秋分の日
	24	金	たてわり530運動1		24	日	子ども会 ドッジビー大会		24	水			24	金			24	月			24	木	
	25	土			25	月	クラブ2		25	木	ア～4(1・4年ひまわり) 5h一斉下校		25	土			25	火			25	金	
	26	日			26	火	たてわり班遊び2		26	金	学校保健委員会1		26	日			26	水			26	土	
	27	月	全校朝会1(認証式) クラブ1		27	水	資源回収1 ～5/31 市P選抜会		27	土			27	月			27	木			27	日	校区体育祭
	28	火	6年全国学力質問調査 14年心電図		28	木	ア～4(2・3年/5・6年) 5h一斉下校		28	日			28	火			28	金			28	月	クラブ4
	29	水	昭和の日		29	金			29	月	ミニ通学団会1		29	水			29	土			29	火	4年わくわく体験学習
	30	木	校区見まわり期間終了 135年眼科健診 5h一斉下校		30	土			30	火	たてわり班遊び3		30	木	課題提出日1 ミニフェア・スクー熟識 (学校運営協議会3)		30	日			30	水	校内芸術鑑賞会
					31	日							31	金	課題提出日2								

月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事	月	日	曜	行事				
10	1	木	柿の実読書月間 5h一斉下校	11	1	日	とよはし科学月間～28日 豊橋まつり 子ども造形が'イ たてわり530運動2 委員会7 かだめし月間2	12	1	火	玉川ロードレース	1	1	金	元日	2	1	月	全校朝会 かだめし月間3	3	1	月	委員会11(最終)
	2	金			2	月	文化の日 校区文化祭		2	水	特支クリスマスの集い 読み聞かせ7		2	土			2	火			2	火	
	3	土			3	火	読み聞かせ6		3	木	玉川ロードレース予備1 5h一斉下校		3	日			3	水			3	水	6年生を送る会
	4	日			4	水	読み聞かせ5 5年給食後下校		4	金			4	月			4	木	石巻中入学説明会		4	木	5h一斉下校
	5	月	全校朝会/クラブ5 すっきりウーク2～10/9 6年文化芸術体験(弁当)		5	木	5h一斉下校		5	土			5	火			5	金	PTA新旧役員引継ぎ会		5	金	中学校卒業式(予定) スポーツ開放運営委
	6	火	代表委員会6		6	金	PTA運営委員会3		6	日			6	水	冬季休業終了		6	土			6	土	
	7	水	読み聞かせ4 5年給食後下校		7	土			7	月	個人懇談会		7	木	始業式		7	日			7	日	
	8	木	野外教育活動 4・6年_6h授業		8	日			8	火	個人懇談会		8	金	給食開始 5h一斉下校		8	月	すっきりウーク～2/12 委員会10 (学校保健委3)		8	月	全校朝会
	9	金	野外教育活動		9	月	全校朝会 クラブ6		9	水	個人懇談会		9	土			9	火			9	火	
	10	土			10	火			10	木			10	日			10	水			10	水	
	11	日			11	水	校内発表会		11	金			11	月	成人の日		11	木	建国記念の日		11	木	
	12	月	スポーツの日		12	木			12	土			12	火	5h一斉下校		12	金			12	金	
	13	火			13	金			13	日			13	水	1年むかしあそびの会 学校運営協議会5		13	土			13	土	市民体育運営委員会2
	14	水			14	土	玉川っ子学習発表会		14	月	委員会8		14	木			14	日			14	日	
	15	木	就学時健康診断 (3h給食あり)		15	日			15	火	代表委員会8		15	金	PTA役員選出会		15	月	クラブ9 (最終) かだめし実施期間 ～2/22		15	月	
	16	金			16	月	振替休業日		16	水			16	土			16	火			16	火	6年給食終了 卒業式予行練習
	17	土			17	火	かけ足練習開始 ～11/30 たてわり班遊び5		17	木			17	日			17	水	授業参観・PTA総会 資源回収～2/21 学校運営協議会6		17	水	
	18	日			18	水	県下一斉ノー残業デー		18	金			18	月	全校朝会(認証式) 委員会9/校区A 10-13 15:15～16:15		18	木	遊学団会 5h一斉下校		18	木	卒業式前日準備
	19	月	委員会6		19	木			19	土			19	火			19	金			19	金	卒業式(予定)
	20	火	代表委員会7		20	金			20	日			20	水	読み聞かせ8		20	土			20	土	
	21	水			21	土			21	月	全校朝会 クラブ7		21	木			21	日			21	日	春分の日
	22	木	5h一斉下校 6年給食後下校 就学時健診予備日		22	日			22	火	給食終了 5h一斉下校		22	金	玉川小入学説明会 PTA運営委員会4		22	月			22	月	振替休日
	23	金	修学旅行		23	月	勤労感謝の日		23	水	終業式		23	土			23	火	天皇誕生日		23	火	1～5年給食終了 4h一斉下校
	24	土	修学旅行		24	火	1年黒山小との合同授業 ペア学年遊び3 かだめし期間～11/30		24	木	冬季休業開始		24	日			24	水	読み聞かせ9(最終)		24	水	修了式
	25	日			25	水			25	金			25	月	クラブ8 3年クラブ見学会		25	木	5h一斉下校		25	木	学年末休業開始
	26	月	5年振替休業日		26	木			26	土			26	火	たてわり班遊び6		26	金	健全育成会総会2		26	金	
	27	火	ペア学年遊び2		27	金	県民の日学校ホリデー 学校閉庁日		27	日			27	水			27	土			27	土	
	28	水			28	土			28	月			28	木	5h一斉下校		28	日			28	日	
	29	木			29	日			29	火			29	金	ありがとう集会 こども110番の家 お礼訪問(～2/5)		29	月			29	月	
	30	金			30	月	全校朝会(人権) 人権に関する授業～12/11		30	水			30	土	三河PTA研究発表会		30	火			30	火	
	31	土	豊橋まつり 子ども造形が'イ #び行く子どもの作品展		31	木			31	木			31	日			31	水			31	水	

令和8年度 日課表 (案)

R8.4.1現在

玉川小日課表						
	月	火	水	木		金
朝の会 (朝の歌) 朝の活動	8:20~ 朝の会			8:20~ 朝の会		8:20~ 朝の会
	8:30~	8:30~	8:30~	1・2年生 3・4・5・6年		8:30~
	全校朝会 さわやか タイム	お話タイム	読み聞かせ 読書タイム			ぐんぐん タイム (国・算)
1時間目	8:45 ~ 9:30			8:35~ 9:20		8:45~ 9:30
2時間目	9:40 ~ 10:25			9:30~10:15		9:40~10:25
放 課	10:25 ~ 10:45			10:15~10:35		10:25~10:45
3時間目	10:45 ~ 11:30			10:35~11:20		10:45~11:30
4時間目	11:40 ~ 12:25			11:30~12:15		11:40~12:25
給 食	12:25 ~ 13:10			12:15~13:00		12:25~13:10
掃 除	13:10~13:25	530 移 動 5分	13:10~13:25	530		13:10~13:25
		なかよしタイム 13:15~13:40				
昼の放課	13:25~13:45	移 動 5分	13:25~13:45	13:00~13:10		13:25~13:45
5時間目	13:45~14:30			13:10~13:55		13:45~14:30
6時間目	掃りの会10分	14:35 ~ 15:20		掃りの会 13:55~14:05	14:00~14:45	14:35~15:20
	委員会・クラブ 14:50~15:35			もくもくタイム 14:05~14:30		
帰りの会	15:20 ~ 15:30		14:45~14:55		15:20~15:30	
下校時刻	1・2・3年 14:50	1・2年 14:50	1・3年 14:50	1・2年 14:40	会議のある日だけ 14:40	1・2年 14:50
	4・5・6年 15:35	3・4・5・6年 15:35	2・4・5・6年 15:35	3・4・5・6年 15:00		3・4・5・6年 15:35
木曜日の会議・研修開始時刻…5時間授業15:00~ 6時間授業15:15~						

＜申し送り事項＞

- ①令和9年度以降、財政が整い、児童クラブ開始時刻が早くなったとき、すぐ戻すことができるように、木曜日課は残す。
- ②委員会・クラブを月曜日にする。(月曜日は委員会・クラブはあってもなくても6時間授業)
- ③木曜日以外の下校時刻はそろえる。
- ④昼放課(20分)と掃除の回数は変えない。
- ⑤月曜日の下校は教室であいさつ後、解散。先生方は決まった門へ行く。運動場に並ばない。
【1・6年…正門 2年・4年…北門 3年・5年…南門 ひまわり…東門(デイ)】
- ⑥木曜日の5限終わりより後は、6限終わりと帰りの会終わりのチャイムを鳴らす。
- ⑦金曜日ぐんぐんタイムは、5・6年のみ30回分国・算の授業時数に入れる→国5算5時間分となる
- ⑧木曜日もくもくタイムは、タブレット学習ややり残し学習にあてる。テストでもよい。
- ⑨下線はチャイムなし

令和8年度 玉川小学校 コミュニティ・スクール年間計画

日にち	さんさん スクール	内 容
令和7年12月18日(金)		コミュニティ・スクール準備委員会③
令和8年 1月14日(水)		令和7年度玉川支援会④ ・コミュニティ・スクールについて説明
令和8年 2月19日(木) ■PTA総会(2/18)		コミュニティ・スクール準備委員会④ ・メンバー顔合わせ(自己紹介) ・今後の予定、開催時間の確認 ・開催方法や熟議の方法 ・4月からの協議内容検討 (タマコン組織・メンバー・活動内容 さんさんスクールについて 玉川校区の防災について(仮))
令和8年 4月16日(木) ■授業参観・学校説明会 学級懇談会・引取訓練 (4/23木)		令和8年度第1回学校運営協議会 ・学校経営方針の承認 ・協議内容についての意見交換
5月16日(土) 運動会		
令和8年 6月 5日(金) ■校区防災訓練(6/20土)		令和8年度第2回学校運営協議会 ・校区防災訓練について ・CS「熟議」について
令和8年 7月30日(木) ■CS「熟議」(7/30木)		令和8年度第3回学校運営協議会 ・PTA除草作業について ・校区の安全について
令和8年 9月 8日(火) ■さんさんスクール ・修学旅行・野外教育活動説明会 ・子どものための講演会(12年) ・科学実験講座(3~6年)	○	令和8年度第4回学校運営協議会 ・協議内容(テーマ)について ・教職員の任用に関して
11月14日(土) 玉川っ子学習発表会		
令和9年 1月13日(水) ■むかしあそびの会(1/13)		令和8年度第5回学校運営協議会 ・学校評価について
令和9年 2月17日(水) ■PTA総会		令和8年度第6回学校運営協議会 ・令和9年度に向けて

- 令和8年度は9月の学校運営協議会の日を「さんさんスクール(オープンスクール)」(授業参観・授業参画)とする。
- 令和9年度以降は、やり方を検討しながら「さんさんスクール」を増やしたい。
 - ・「さんさんスクール」とは、終日誰でも学校に授業参観に来られるようにしている日であると同時に、ボランティアで授業等に参画していただく日として設定したい。
 - ・保護者にとっては、今までの学校公開日の拡大版
- 「さんさんスクール」の日以外にもボランティアをお願いすることもある。

別表1

委託金額内訳

(地域学校協働活動委託業務(玉川小))

項目	金額(円)	備考
報償費	5,000	講師謝礼
消耗品費	18,000	コピー用紙 ボランティア参加者お茶 ファイル 名札クリアケース 封筒
印刷製本費	2,000	コピー代
役務費	5,000	切手 振込手数料
合計	30,000	

ただし、委託料の流用については、事前協議するものとする。

○豊橋市学校運営協議会規則

令和5年3月29日
教育委員会規則第11号

豊橋市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、豊橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、子どもたちの生きる力を育むため、保護者、地域の住民等の学校の運営への参画、支援及び協力を促進することにより、地域とともにある学校づくりを進めることを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、その所管に属する学校のうち協議会の設置を適当と認める学校ごとに協議会を置くものとする。ただし、2以上の学校の運営に関し、相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校において1の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、協議会を置くときは、当該協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校（以下「対象学校」という。）を定め、当該対象学校に対して通知するものとする。

3 教育委員会は、協議会を置こうとするときは、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第4条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 対象学校の教育課程の編成に関すること。
- (2) 対象学校の学校経営計画に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、対象学校の校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関して、前条第1項の規定により承認した学校の運営に関する基本的な方針の実現及び教育上の課題解決に資する一般的な事項(特定の個人に関する事項を除く。)について、教育委員会に意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により、教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(学校運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(住民の参画の促進等のための情報提供)

第7条 協議会は、対象学校の運営について、保護者及び地域の住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に規定する者との連携及び協力の推進に資すること。

(委員の任命)

第8条 協議会の委員は、15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

(1) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(2) 対象学校の所在する地域の住民

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長その他の教職員

(5) 学識経験者

(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、対象学校の校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該対象学校の校長から意見を聴くものとする。

3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない行為を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、任命の日から当該任命の日以後の最初の3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員を再任する場合は、その在任期間が引き続き10年を超えないものとする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を招集し、議事を掌る。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(議事)

第13条 協議会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、対象学校の校長と協議の上、委員以外の第三者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第14条 協議会の会議は、公開するものとする。ただし、協議会が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。
- 4 会長は、前項の規定に違反した傍聴人を退場させることができる。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第16条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
 - (2) 第9条の規定に違反した場合
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認められる場合
- 2 対象学校の校長は、その協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認められるときは、直ちに、教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 教育委員会は、委員を解任する場合は、その理由を示さなければならない。

(委任)

第17条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

石巻中学校区内に、「警戒レベル4」以上の発令

		家にいるとき/ 午前6時前に解除	午前6時の 時点で継続中	学校にいるとき
玉川・石巻・高山・西郷・賀茂校区のいずれかに『警戒レベル』発令(※1)	警戒レベル5	解除されても安全が確認されるまで登校しない(※2)	臨時休校	1. 授業中止で安全確保 2. 下校方法は学校判断
	警戒レベル4	解除されても安全が確認されるまで登校しない(※2)	臨時休校	1. 授業中止で安全確保 2. 下校方法は学校判断
	警戒レベル3	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	原則、平常授業。 下校方法は学校判断(※4)

「東三河南部」に“警報”や“地震に関する情報”が発表

		登校する前/ 午前6時前に解除	午前6時の時点で 以下の情報が継続中	学校にいるとき
南海トラフ地震 臨時情報(▲)	「警戒」	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	通常授業 校外学習は中止(※5)
	「注意」	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	通常授業 校外学習は中止(※5)
	「調査中」	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	通常授業 校外学習は中止(※5)
大津波警報・津波警報		原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	通常授業 校外学習は中止(※5)
気象関連	特別警報(▲)	自宅待機	臨時休校	授業を中止し、 下校方法は学校判断(※4)
	大雨特別警報(▲)			
	暴風警報(▲)	原則、通常登校(※3)	臨時休校	授業を中止し、 下校方法は学校判断(※4)
	暴風雪警報(▲)			
	大雨警報	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	原則、通常授業(※3)
	大雪警報			
	洪水警報			
注意報	大雨・強風	原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	原則、通常授業(※3)
	洪水			
	雷			
竜巻注意情報		原則、通常登校(※3)	原則、通常登校(※3)	屋外活動は中止(※5) 屋内避難

(※1) 豊橋市内に警戒レベル4以上が発表された場合も同様です。

(※2) 近隣の小中学校とも協議の上、対応を学校アプリ「デンタツくん」でお知らせします。

(※3) 通学路の状況を見て各家庭で判断。登校見合わせの際は、学校へ連絡を入れてください。

(※4) 引取下校をするか、教職員が付き添って通学団下校をするかを判断し、ご連絡します。

(※5) 野外教育活動や修学旅行など泊を伴う活動は、事前保護者説明会の際に詳細を説明します。

▲ 特別警報・暴風警報・暴風雪警報・南海トラフ地震臨時情報が発表されたときは、児童クラブ・のびるんdeスクールは開設されません。